上河内駐在所だより

令和8年11月号
上河内駐在所発行
028-674-2100

児童虐待防止対策の推進について

～児童虐待とは？～

○保護者がその監護する児童（18歳未満）に対して行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれます。

◎児童虐待かもと思ったら、
警察や児童相談所に通報を！

【児童虐待の例】

- ○ 子どもに不自然な傷や打撲の痕がある。
- ○ 子どもの服や体がいつも汚れている。
- ○ 夜中に子どもが1人で歩いている。
- ○ 車内に子どもだけ残されている。　　等

地域の治安

自動販売機や空家（空家に見える家も含む）の盗難被害が発生しております。

不審な車や人を見かけた際には躊躇せず、110番通報ください。

住民の方々へのお願い

警察では、事件事故に備えて巡回連絡を行っています。活動へのご理解ご協力をお願いいたします。



※巡回連絡とは、事件事故、自然災害等の非常事態に備えて、皆様の家族構成や勤務先、非常時の連絡先等を面接してお伺いする活動です。